

理事者確認書に関する Q & A

平成 15 年 2 月 18 日
改正 平成 17 年 2 月 14 日
改正 平成 18 年 1 月 16 日
改正 平成 20 年 3 月 25 日
改正 平成 21 年 9 月 1 日
改正 平成 24 年 4 月 10 日
改正 平成 25 年 1 月 15 日
最終改正 平成 27 年 10 月 7 日
日本公認会計士協会

日本公認会計士協会では、経営者による確認書の取扱いについて、監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」（最終改正 平成 27 年 5 月 29 日 日本公認会計士協会 以下「監基報 580」という。）を公表している。

これを学校法人監査に適用するに当たっては、学校法人監査には該当しない項目や特有の項目があることから監基報 580 に関しての具体的な指針を示してきた。

今般、学校法人会計基準（昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号）が改正されたこと、平成 26 年 2 月 18 日に企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、特別目的の財務諸表等を対象とした準拠性に関する意見の表明の形式が導入されたことに伴い、学校法人委員会実務指針第 40 号が改正されたことから、その内容を踏まえ、理事者に確認すべき内容等について見直し、所要の改正を行った。

研究報告であることから適用時期に関する記載はないが、平成 27 年 10 月の改正は前述のとおり平成 25 年の学校法人会計基準改正及び特別目的の財務諸表等を対象とした準拠性に関する意見の表明の形式が導入されたこととの整合性を図るための改正であることから、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の場合、平成 27 年 4 月 1 日以降（知事所轄法人については平成 28 年 4 月 1 日以降）の実務の参考とすることとし、それより前は従前の取扱いを行うこととなる。また、寄附行為等の認可申請に係る監査の場合、財産目録の作成日が平成 27 年 4 月 1 日以後となる財産目録監査の実務の参考とすることとし、それより前は従前の取扱いを行うこととなる。

Q 1 この研究報告と監基報 580 はどのような関係にありますか。

A 学校法人の監査においても、理事者確認書の取扱いは監基報 580 によるのであるが、学校法人と企業との相違から、特に説明を要する事項、取扱いが異なる項目、留意すべき事項についてはこの研究報告において明らかにすることとしたものである。

なお、監基報 580 を学校法人監査の実務に具体的に適用するに当たって、該当のない事項については当然に適用にならないことのほか、用語について必要に応じて読み替えるこ

となどに留意する。

また、監査意見の表明に当たって入手する理事者確認書以外の書面による確認は、監査基準委員会報告書 500「監査証拠」（最終改正 平成 23 年 12 月 22 日 日本公認会計士協会）が、基本的な実務上の指針となる。

Q 2 企業会計の基準と学校法人会計の基準とは異なりますが、監基報 580 を学校法人の監査に適用するに当たってどのようなことに留意したらよいですか。

A (1) 学校法人会計基準において作成する計算書類として掲げられていない書類及び注記するという定めがない項目や、連結会計や中間決算のように制度がないものが次のとおりある。

①キャッシュ・フロー計算書等の作成に関する事項 ②継続企業の前提に係る事項
③連結財務諸表に係る事項 ④中間財務諸表に係る事項 ⑤比較情報についての過年度遡及に係る事項

このほか、繰延税金資産に関する回収可能性、固定資産の減損、退職給付債務算定上の基礎率、資産除去債務等についての経営者の見解に関する事項も、学校法人会計では項目自体が一般的ではないと考えられるため、通常確認する事項とはならないと考えられる。

(2) 適用するに当たって読替えが必要な用語の例及び読替え後の用語は、それぞれ次のとおりである。

①財務諸表→計算書類 ②経営者→理事者 ③企業会計の基準→学校法人会計の基準 ④企業→学校法人 ⑤代表取締役→理事長 ⑥取締役→理事 ⑦規制当局→所轄庁 ⑧株主総会及び取締役会の議事録→評議員会及び理事会の議事録

Q 3 私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく学校法人監査の場合、確認することが求められる事項は何ですか。

A 監基報 580 に従い、以下の事項を確認することが求められる。

(1) 理事者の責任に関する確認事項

- ① 監査契約書に記載されたとおり（監査基準委員会報告書 210「監査業務の契約条件の合意」第 4 項(2)①参照）、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）及びこれに準ずる所轄庁の通知等に準拠して計算書類を作成し適正に表示する責任を果たした旨
- ② 監査契約書において合意したとおり、理事者が計算書類の作成に関連すると認識している又は監査に関連して監査人が依頼したすべての情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨
- ③ すべての取引が記録され、計算書類に反映されている旨

(2) 計算書類監査における不正に関する確認事項

- ① 不正を防止し発見する内部統制を整備及び運用する責任は、理事者にあることを承知している旨

- ② 不正による計算書類の重要な虚偽表示の可能性に対する理事者の評価を監査人に示した旨
- ③ 以下の学校法人に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当該情報を監査人に示した旨
- ・ 理事者による不正又は不正の疑い
 - ・ 内部統制において重要な役割を担っている教職員による不正又は不正の疑い
 - ・ 上記以外の者による計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
- ④ 教職員、元教職員、所轄庁又はその他の者から入手した計算書類に影響する不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する情報を監査人に示した旨
- (3) 計算書類監査における法令の検討に関する確認事項
- ・ 計算書類を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている違法行為又はその疑いがすべて監査人に示された旨
- (4) 監査の過程で識別した虚偽表示の評価に関する確認事項
- ・ 未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての計算書類に対して重要性がないと判断しているかどうか。なお、理事者確認書には、未修正の虚偽表示の要約を記載するか又は添付することを求めなければならないとされている（監査基準委員会報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第 13 項）。
- (5) 特定項目の監査証拠に関する確認事項
- ・ 計算書類を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等がすべて監査人に示され、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）及びこれに準ずる所轄庁の通知等に準拠して処理され開示されている旨
- (6) 会計上の見積りの監査に関する確認事項
- ・ 会計上の見積りを行う際に使用した重要な仮定が合理的であると判断しているかどうか。
- (7) 関連当事者に関する確認事項
- ① 関連当事者の名称、認識しているすべての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を監査人に開示した旨
- ② 当該関係及び取引を学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）及びこれに準ずる所轄庁の通知等に準拠して適切に処理し開示した旨
- (8) 後発事象に関する確認事項
- ・ 決算日後に発生し、かつ学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）及びこれに準ずる所轄庁の通知等により計算書類の修正又は計算書類における開示が要求されるすべての事象が、適切に修正又は開示されている旨
- このほか、学校法人監査に特有な項目として、以下の事項がある。
- (1) 会計制度の当否に係る確認事項
- ・ 会計制度の当否が監査事項に指定されている場合には、会計制度の整備及び運用に係る責任は理事者にあることを承知している旨

(2) 所轄庁の監査事項の指定及び参考事項に係る確認事項

① 学校法人会計及びそれ以外において、入学者やその関係者から入学許可前（又は大学においては入学前）に寄付金及び学校債を募集又は収受していない旨

なお、入学に関する寄付募集等について所轄庁から通知等がある場合、通知に反する事項がない旨が明らかとなるような記載を求める。

例えば、大学の場合、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について（通知）」（平成14年10月1日 14文科高第454号 文部科学省文部科学事務次官）により、「入学に関し、直接又は間接を問わず寄附金又は学校債を収受し、又はこれらの募集若しくは約束を行わないこと」、「寄附金又は学校債の募集開始時期は入学後」とされているので、これらが明らかとなるような記載を求めることとなる。

② 第2号基本金の組入計画の決定が適正な手続によって行われている旨

なお、学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査における理事者確認事項については、Q7のA(2) 寄附行為等の認可申請に係る監査に関する理事者確認書の記載例を参照されたい。

Q4 Q3のAに挙げられる事項のほかに、どのような確認事項の例がありますか。

A 次の事項が考えられる。

- (1) 計算書類は、前年度と同一の会計方針に基づき作成しており、重要な会計方針は計算書類に適切に注記している旨（又は、当年度に行った〇〇に関する会計方針の変更は、[変更の理由を記載]であることから、当学校法人の状況に即して適切であると判断している旨。また、変更の理由とともにその影響額は当年度の計算書類に適切に注記している旨）
- (2) 所轄庁からの通告・指導等で計算書類に重要な影響を与える事項はない旨
- (3) 計算書類の資産、負債又は基本金の計上額や表示に重要な影響を与える事業計画や意思決定はない旨
- (4) 契約不履行の場合に計算書類に重要な影響をもたらすような契約諸条項は、すべて遵守している旨
- (5) 計算書類に注記しているものを除き、所有権に制約がある重要な資産はない旨
- (6) 計算書類に計上又は注記しているものを除き、重要な偶発事象はない旨
- (7) 計算書類に注記している会社を除き、学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上の会社はない旨
- (8) 第4号基本金相当の資金を有していない場合の対策に関する理事者の見解
- (9) 計算書類に注記しているものを除き、重要な学校法人間の取引はない旨
- (10) 収受した寄付金（現物寄付金を含む。）は、漏れなく計算書類に計上している旨
- (11) 有価証券の時価が著しく下落している場合に、取得原価まで時価が回復するかどうかに関する理事者の見解
- (12) 徴収不能のおそれのある債権に係る担保の評価の適正性や引当金設定の必要性の有

無に関する理事者の見解

(13) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行ったものでリース料総額に重要性が有るものは、すべて適切に注記している旨

(14) 有価証券の保有目的に関する理事者の見解

(15) 有価証券及びデリバティブの時価の算定方法と重要な仮定に関する理事者の見解

(16) 計算書類に計上又は注記しているものを除き、重要なデリバティブ取引はない旨

(17) 資産計上しているソフトウェアの評価に関する理事者の見解

以上に掲げたほか、確認書に記載する事項の例には、学校法人がいわゆる「継続企業的前提」について計算書類に注記している場合、監査人に報告した事象又は状況を除き、学校法人が将来にわたって事業を継続する前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況はないと判断していることなどが考えられる。

なお、学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査における理事者確認事項については、Q7のA(2) 寄附行為等の認可申請に係る監査に関する理事者確認書の記載例を参照されたい。

Q5 理事者から確認書を入手するに当たり、どのようなことに留意したらよいですか。

A 次の点に留意する。

(1) 理事者確認書は監査人に対する理事者からの書面であるが、記載される内容はいずれも監査人が必要と認めて理事者に確認を求める事項であり、また、記載内容のいかんによっては監査手続にも影響を及ぼすため、通常、監査人が草案を作成し、理事者に内容の説明を行って事前に了解を求める。

なお、監査の過程での質問に対し理事者の行った回答が他の監査証拠と矛盾する場合には、監査人は状況を調査し、理事者によりなされる確認の信頼性について評価する。

(2) 理事者確認書は簡潔かつ明瞭に表現し、曖昧な表現又は冗長な記述は避けるよう求める。

(3) 確認すべき事項は、監査契約（監査目的）、所轄庁の指示事項、経営環境、計算書類の種類、会計方針、学校法人の置かれている状況等により異なるが、計算書類にとって重要と考えられる事項であり、かつ、監査意見の表明に当たって必要と認めた事項については記載を求める。確認を求める際に、特定の項目に関する監査人の重要性についての考えを理事者に伝えることが必要となる場合がある。

(4) 理事者確認書の日付は、計算書類に対する監査報告書日より後であってはならないとされていることから、通常、監査報告書の日付とする（監基報580第13項）。

(5) 理事者確認書は、学校法人の寄附行為等の認可申請に係る財産目録の監査報告書を提出する場合にも、当然入手する。なお、確認事項については、Q7のA(2) 寄附行為等の認可申請に係る監査に関する理事者確認書の記載例を参照されたい。

(6) 理事者確認書には、確認事項について最終的な責任を有し、確認事項についての知

対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）（注2）が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴殿が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注3）（注4-1）

記

計算書類

1. 私たちは、平成×年×月×日付けの（平成×年度に係る）監査契約書に記載されたとおり、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）及びこれに準ずる所轄庁の通知等に準拠して計算書類を作成する責任を果たしました。計算書類は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して当学校法人の経営の状況及び財政状態を適正に表示しております。
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることを承知しております。（注4-2）
3. 時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であると判断しております。
4. 関連当事者との関係及び取引は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。（注5）
5. 決算日後本確認書の日付までに発生した計算書類に重要な影響を及ぼす事象は、すべて計上又は注記されております。（注5）
6. 計算書類を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等はすべて、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して適切に処理又は注記されております。（注5）
7. 当学校法人が設置する大学の入学に関し、直接又は間接を問わず寄付金又は学校債を收受し、又はこれらの募集若しくは約束を行っておりません。
8. 学校法人会計又はそれ以外においても、入学者やその関係者から入学許可前（又は入学前に、寄付金又は学校債を收受しておりません。（ただし、大学の入学に関しては7による。）
9. 第2号基本金の組入計画に係る議決は、適正な手続によって行われております。（注5）
10. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても計算書類全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。（注5）（注6）
11. 計算書類は、前年度と同一の会計方針に基づき作成しており、重要な会計方針は計算書類に適切に注記しております。（又は、当年度に行った〇〇に関する会計方針の変更は、【変更の理由を記載】であることから、当学校法人の状況に即して適切であると判断しております。また、変更の理由とともにその影響額は当年度の計算書類に適切に注記しております。）
12. 所轄庁からの通告・指導等で計算書類に重要な影響を与える事項はありません。
13. 計算書類の資産、負債又は基本金の計上額や表示に重要な影響を与える事業計画や意思決定はありません。
14. 契約不履行の場合に計算書類に重要な影響をもたらすような契約諸条項は、すべて遵守しております。
15. 計算書類に注記しているものを除き、所有権に制約がある重要な資産はありません。（注5）
16. 計算書類に計上又は注記している事項を除き、重要な偶発事象はありません。（注5）
17. 重要なデリバティブ取引は、計算書類に適切に注記しております。（注5）
18. 計算書類に注記している会社を除き、出資割合が総出資額の2分の1以上の会社はありません。（注5）
19. 計算書類に注記しているものを除き、重要な学校法人間の取引はありません。（注5）

20. 当学校法人が平成×年度において収受した寄付金（現物寄付金を含む。）は、漏れなく同年度の計算書類に計上しております。

21.

（以上の 11 ないし 20 に記載した事項のほか、理事者の意思や判断に係る事項等、監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（Q 4 の A 参照）

提供する情報

22. 貴殿に以下を提供いたしました。

- (1) 記録、文書及びその他の事項等、計算書類の作成に関連すると認識しているすべての情報を入手する機会
- (2) 本日までに開催された理事会及び評議員会の議事録並びに重要な稟議書
- (3) 貴殿から要請のあった監査のための追加的な情報
- (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴殿が判断した、当学校法人の理事及び教職員への制約のない質問や面談の機会

23. すべての取引は会計記録に適切に記録され、計算書類に反映されております。

24. 不正による計算書類の重要な虚偽表示の可能性に対する理事者の評価を貴殿に示しております。

25. 当学校法人に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下のすべての情報を貴殿に提供いたしました。

- － 理事者による不正又は不正の疑い
- － 内部統制において重要な役割を担っている教職員による不正又は不正の疑い
- － 上記以外の者による計算書類に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い

26. 当学校法人の教職員、元教職員、所轄庁又はその他の者から入手した計算書類に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関するすべての情報を貴殿に提供いたしました。

27. 計算書類を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識しているすべての事実を貴殿に提示いたしました。

28. 計算書類を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注 6）又はそれらの可能性に関して認識しているすべての事実を貴殿に提示いたしました。

29. 関連当事者の名称、並びに認識されたすべての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴殿に提示いたしました。

30. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項

以上

② 収益事業を行っている場合で、監査事項に会計制度の当否が指定されていない場合

平成×年×月×日

〇〇〇〇公認会計士事務所
公認会計士 〇〇〇〇 殿
公認会計士 〇〇〇〇 殿（注 1）

学校法人〇〇〇〇
理事長 （署名 ）
（又は記名捺印）
財務担当理事 （署名 ）

(又は記名捺印)

本確認書は、当学校法人の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの平成×年度の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）（注2）が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴殿が意見を表明するに際して、並びに収益事業に係る計算書類、すなわち貸借対照表及び損益計算書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴殿が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注3）（注4-1）

記

計算書類

1. 私たちは、平成×年×月×日付けの（平成×年度に係る）監査契約書に記載されたとおり、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）及びこれに準ずる所轄庁の通知等に準拠して計算書類を作成する責任を果たしました。また、収益事業については、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成する責任を果たしました。計算書類は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に、また、収益事業に係る計算書類は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しており、当学校法人の経営の状況及び財政状態を適正に表示しております。
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及び収益事業に係る計算書類を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることを承知しております。（注4-2）
3. 時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であると判断しております。
4. 関連当事者との関係及び取引は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。（注5）
5. 決算日後本確認書の日付までに発生した計算書類及び収益事業に係る計算書類に重要な影響を及ぼす事象は、すべて計上又は注記されております。（注5）
6. 計算書類及び収益事業に係る計算書類を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等はすべて、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております。（注5）
7. 当学校法人が設置する大学の入学に関し、直接又は間接を問わず寄付金又は学校債を収受し、又はこれらの募集若しくは約束を行っておりません。
8. 学校法人会計又はそれ以外においても、入学者やその関係者から入学許可前（又は入学前に、寄付金又は学校債を収受しておりません。（ただし、大学の入学に関しては7による。）
9. 第2号基本金の組入計画に係る議決は、適正な手続によって行われております。（注5）
10. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても計算書類及び収益事業に係る計算書類全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。（注5）（注6）
11. 計算書類及び収益事業に係る計算書類は、前年度と同一の会計方針に基づき作成しており、重要な会計方針は計算書類及び収益事業に係る計算書類に適切に注記しております。（又は、当年度に行った〇〇に関する会計方針の変更は、[変更の理由を記載]であることから、当学校法人の状況に即して適切であると判断しております。また、変更の理由とともにその影響額は当年度の計算書類及び収益事業に係る計算書類に適切に注記しております。）
12. 所轄庁からの通告・指導等で計算書類及び収益事業に係る計算書類に重要な影響を与える

(2) 寄附行為等の認可申請に係る監査に関する理事者確認書の記載例

平成×年×月×日

〇〇〇〇公認会計士事務所
 公認会計士 〇〇〇〇 殿
 公認会計士 〇〇〇〇 殿 (注1)

学校法人〇〇〇〇
 理事長 (署名)
 (又は記名捺印)
 財務担当理事 (署名)
 (又は記名捺印)

本確認書は、当学校法人が平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部増設認可申請に当たり、文部科学省に提出する平成×年×月×日現在の財産目録及び重要な会計方針(以下「財産目録」という。)が、すべての重要な点において、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して作成されているかどうかについて貴殿が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。(注3)

記

財産目録

1. 私たちは、平成×年×月×日付けの(平成×年×月×日に係る)監査契約書に記載されたとおり、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して財産目録を作成する責任を果たしました。財産目録は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して作成しております。
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることを承知しております。
3. 財産目録は、貸借対照表と整合するように作成しております。
4. 時価による測定を含め、会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であると判断しております。
5. 財産目録作成日後本確認書の日付までに発生した財産目録に重要な影響を及ぼす事象は、すべて計上されております。(注5)
6. 財産目録を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等はすべて、適切に処理されております。(注5)
7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても財産目録全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。(注5)
8. 所轄庁からの通告・指導等で財産目録に重要な影響を与える事項はありません。
9. 財産目録の資産又は負債の計上額や表示に重要な影響を与える事業計画や意思決定はありません。
10. 契約不履行の場合に財産目録に重要な影響をもたらすような契約諸条項は、すべて遵守しております。
11. 所有権に制約のある重要な資産は、財産目録に記載されているものを除きありません。(注

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 〇〇〇〇殿

(注2) 監査対象に「資金収支内訳表」「事業活動収支内訳表」が含まれる場合、以下のよう
に記載する。

資金収支計算書（資金収支内訳表及び人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支
計算書（事業活動収支内訳表を含む。）及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明
細表及び基本金明細表を含む。）

(注3) 監基報 580 の A4 項から A6 項に該当する場合には、以下のいずれかの文言への
修正を考慮する。

- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、
下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、
私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。

(注4-1) 監査事項に会計制度の当否が指定されている場合には、意見表明の対象に、
「会計制度の整備及び運用の状況について妥当と認められるかどうかについて」を
加筆する。

(注4-2) 監査事項に会計制度の当否が指定されている場合には、会計制度の整備及び
運用の責任は理事者にある旨を以下のように記載する。

また、会計制度の整備及び運用の責任は理事者にあることを承知しております。

(注5) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。

(注6) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事
象をいう。

以 上